鴻　巣　市

勤労者住宅資金貸付のご案内

令和７年６月１日現在

この制度は、鴻巣市内に住宅を購入、または増改築・修繕しようとする勤労者に対し、市より指定金融機関（中央労働金庫）に預託した資金を原資に、低利な住宅資金を貸し付けするものです。

申し込みできる方

（１）　同一事業所に２年以上勤務している方。
（２）　年齢が満２０歳以上６０歳以下の方で、償還を完了するときの年齢が７０歳（無担保の場合６５歳）以下の方。
（３）　返済しながら生活できる収入（家族収入含む）のある方。
（４）　市税を滞納していない方。
（５）　現にこの制度による貸付けを受けていない方

融 資 対 象 住 宅

（１）　自ら居住する専用住宅であること。
（２）　住宅の所在地が鴻巣市内であること。
（３）　宅地面積が１００平方メートル以上であること。
　　ただし、マンション等の建物については１００平方メートル以下でも該当します。
（４）　法令等に違反していない住宅であること。

取 扱 金 融 機 関

下記の支店において、融資の手続きを行っていただきます。

中央労働金庫 上尾支店
住　所：上尾市谷津２－１－５０－３０
電　話：０４８（７７３）２３５１

融　資　条　件

貸付金額	有担保貸付　　１，０００万円以内 無担保貸付　　５００万円以内 ただし、修繕の場合は２００万円以内
貸付利率	有担保貸付　　年　２．０１５％　（変動金利） 無担保貸付　　年　０．９００％　（固定金利） 年　２．８６５％　（変動金利） 金利は、半年ごとに見直します。
貸付期間	有担保貸付　　２００万円まで１０年以内 ５００万円まで１５年以内 １，０００万円まで３０年以内 無担保貸付　　１０年以内（固定金利） １５年以内（変動金利） ただし、２００万円以内は１０年以内
償還方法	毎月元利均等償還又はボーナス併用償還 繰上償還も可能です（手数料がかかる場合がありますので、 中央労働金庫の窓口にてご相談ください）。
担保	担保は原則として貸付対象物件とし、抵当順位第１位とする。 ただし、他の金融機関から借入金がある場合は、 金融機関がその都度決定します。
保証人	市内に居住し、かつ住民基本台帳に記録された 保証能力のある方２名を付けていただきます。 ただし、(社)日本労働者信用基金協会をご利用される方は、 保証人は不要です。

申 込 み 方 法

（１）　提出書類　①　勤労者住宅資金貸付申込書
②　給与証明書（前年の源泉徴収票を添付すること）
③　住民票（家族全員）
④　納税証明書（市外から転入する方は従前の住所地にて発行したもの）

（２）　受付　随時（貸付総額が融資枠に達した場合は締め切らせていただきます。）

（３）　その他　郵送による申し込みは受け付けません。
申し込みの際には、本人又は家族の方で内容を説明できる方が来庁し提出してください。

借り入れ手続きの順序

（１）　市の勤労者住宅資金貸付申込書に、給与証明書、住民票（転入者の場合は従前の住所地等の納税証明書）を添附して提出します。

（２）　市は書類を審査し、適格な場合は本人に資格決定（適格）通知書を発行します。（発行までは、提出した日から概ね１０日程度かかります）

（３）　資格決定（適格）通知書を３か月以内に中央労働金庫に持参し、金融機関所定の関係書類を作成します。

（４）　中央労働金庫と住宅ローン契約をして貸付を受けます。

（借り入れの流れ）

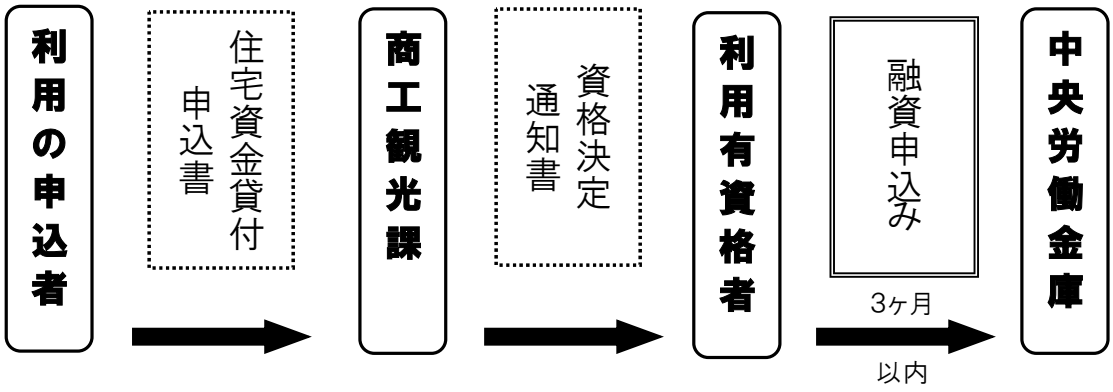

※　詳細は下記までお尋ねください。

鴻巣市 環境経済部 商工観光課 商工労政担当　　電話：０４８－５４１－１３２１（代表）
内線：３１０７